

海外経済要録

米国

◇米国国際収支問題に関する米独会談

ブレンターノ西ドイツ外相は2月17日ワシントンにケネディ大統領を訪問、両国間の政治的・経済的諸関係につき会談した。

今回の会談は、ドル防衛をめぐる昨秋来の米独折衝に引き続くものであるが、これに先立つ2月8日にケネディ大統領が、西ドイツの提案に対し、「事態の打開にふさわしくない」ものとかなり強い不満を表明したこと、これに対しエアハルト西ドイツ経済相は同提案が「協力の限界」であると述べるなど両者の主張が微妙な食い違いをみせていただけにとくに内外の関心を集めた。したがって会談の焦点は世界的な収支不均衡是正のため西ドイツの開発援助を恒久的なものにするという米国の考え方方に、西ドイツがいかに応ずるかにしばられた。会談後ハーゼ西ドイツ・スポーツマンの発表したところによれば、この点につき①西ドイツの開発援助を年々10億ドル見当の継続的なものとする、②借款援助のはか贈与形式の援助も行なう、③資金として財政負担分を大幅に増額するなどの点で西ドイツ側の譲歩という形で両国の意見が一致したといわれる。具体的な実施に関してはDAGないしOECĐを通じなお話し合いが続けられよう。このほか、直接のドル防衛協力については従来の約10億ドルの一時支払という西ドイツ案が、共同防衛費の分担に関してはNATOを通じての交渉の線が、それぞれ確認された模様である。

会談後発表されたステートメントでは、国際的支払状態の持続的な不均衡是正には各國の協調的かつ積極的な行動を必要とする旨確認され、さらに西ドイツの援助計画につきケネディ大統領が満足の意を表したことが指摘されている。西ドイツでも、会談の成果が当初の線からの譲歩ではあるものの、これにより両国の友好関係が再確立したものとして好感されている。

◇ビル・オンリー政策の修正

2月20日連邦準備制度公開市場勘定のマネジャーは、7日行なわれたと伝えられる公開市場委員会の決定に基づき「現在同勘定は多種にわたる満期日の中期債および長期債を公開市場において購入しているが、その中に

は満期日まで5年をこえるものもありうる」旨発表した。今回の措置は、当面する景気対策として長期金利の低下を促進する一方、国際短期資金の流出を防止するため短期市場の緩和を極力回避しようとする意図に出たものである。連銀当局は、すでに昨年11月および本年2月に購入対象証券をそれぞれ13か月ものおよび15か月もの（満期までの残存期間）にまで拡大しており、その意味では今回の措置はその延長にすぎないとも考えられるが、従来から公開市場操作の基本方針とされていた“bills-only”政策が修正されたという点できわめて重要な意味をもつものである。

連銀当局は1953年以来公開市場操作の対象を短期債（事実上財務省証券）に限定し、長期債市場に対しては市場の混乱を是正する以外には介入しない方針をとってきた。これが“bills-only”ないし“bills-preferably”政策といわれるものである。その論拠は、財務省証券を中心とする短期市場は取引量も多く連銀が介入してもこれに伴う価格の変動が少ないのであること、これに対して長期債市場は取引量も少なく連銀の売買の影響力が大きいため思わず取引の激成を招きやすく、もし長期市場に介入すれば市場の自由な発展を阻害するのみならず市場安定のため連銀が長期債の価格支持に追い込まれる恐れがあること、などの点にあった。

今回の決定に基づき、連銀は2月22日に終わる1週間に満期日まで1年以上5年までの中期債7百万ドル、5年以上10年までのもの6百万ドル計13百万ドルを購入、さらにその翌週にはそれぞれ77百万ドルおよび4百万ドル計81百万ドルを購入しており、この結果長短期市場においては、たぶんに当局の政策方針変更に対する心理的影響もあって、短期金利の強調に対し長期金利は若干の低下を見るという反応が現われている。しかし今回の決定に関しては国債ディーラー、銀行筋などには、連銀の方針変更はさしあたりは所期の効果をあげうるとしても、長期債金利の低下はいずれは短期債金利に波及せざるをえないし、また金融引締め時における長期債市場への介入は長期債価格への影響が大きいだけに問題があるとの観点からその長期的効果を疑問視する向きが少なくない。結局今回の措置は当面の困難な事態に対処するために従来よりもいっそう幅のある態度で臨もうとする当局の新たな努力の現われではあるが、金融技術的にみ

てもいろいろ問題の多い事がらであり、当局としても当面はこれを試験的措置として実施しているとの見方が至当であろう。

◇ファースト・ナショナル・シティ銀行の定期預金証書売出し

2月20日ファースト・ナショナル・シティ銀行は国内法人を対象として譲渡可能な定期預金証書（negotiable certificate of time deposit）を売り出す旨発表したが、その内容は次のとおりである。

- (1) 額面は100万ドル単位とし、金利は規程Qによって定められる最高限度（90日未満1%、90日～6ヶ月未満2.5%、6ヶ月以上3%）の範囲内で随時決定する。
- (2) さしあたり売出しは金利面で財務省証券などと競争しうる6ヶ月以上の証書に限る。
- (3) 証書は貸出に対する歩積みとしては認められず、また満期日まで償還しない。

従来米国東部の大銀行は、1933年銀行法によって要求預金に対する利息の支払を禁止されて以来、国内法人の定期預金に対しては利息をつけないことを伝統としてきた。その論拠は、一時の余裕金の保有形態にすぎない定期預金に利息をつけても、単に要求預金からの預け替えが生ずるにすぎないという点にあった。ところが近年の推移をみると、国内法人はその余裕資金をだいに利回りがよく流動性も高い財務省証券・商業手形・国債ディーラー向け貸出などに運用しはじめるに至り、銀行の資金量の伸びが思わしくなってきた。今回のファースト・ナショナル・シティ銀行の発表はこのような背景のもとに行なわれたもので、利回り、流動性の上で、これら競合関係にある他の投資対象と十分たちうちでのできる証券を売り出すことによって金融市場で積極的に資金吸収に乗り出す意向を示したものである。同行の発表後Chemical Bank、Irving Trust Manufacturers Trust、Hanover Bank、Morgan Guaranty Trust、Chase Manhattan Bankなどニューヨーク主要銀行もこれに追随する意向を表明しており、この傾向は全国的に波及するものと思われる。なおニューヨークの主要国債ディーラーDiscount Corporationは定期預金証書売買市場創設を計画中と伝えられる。

歐　洲　諸　國

◇歐州自由貿易連合、域内関税引下げ促進

欧州自由貿易連合（EFTA）第3回閣僚会議は2月14日から16日までジュネーブで開催され、次期域内関税

引下げ（10%）実施の期日を予定（明年1月1日）より半年早め、本年7月1日とすることを決定した。これは欧州共同市場（EEC）の関税引下げとテンポを合せるためで、当初からの引下げ率は30%とEEC（本年1月1日までに30%引下げ）と同じになる。またEEC側はハルシュタイン促進案に基づき本年末までに域内関税をさらに10%または20%引き下げる（本年6月末までに具体的決定を行なう）ことになっているので、今後のEFTA域内関税引下げのスケジュール（1963年7月1日が次回引下げ予定日）の促進についてもEFTA事務局で検討することになった。

また同閣僚会議は懸案のフィンランドのEFTA加入問題につき、同国に対してフルメンバーとしてではないが連合（association）の形での参加を認めることとし、この決定に基づき3月15日フィンランドと連合協定の内容につき同意が成立した。このようにEFTA側がフィンランドの全面的な加入を認めなかつたのは、同国がソ連に最惠国待遇を与えていたため、EFTAの域内特恵がフィンランドの加入を通じ自動的にソ連にも拡大適用されることを懸念したためとみられる。

なお同会議のコミュニケはEECとの統合問題に関する「EFTAの希望するところはEECとともに单一の欧洲市場の形成に参加することであり、本問題に関する英國とEEC代表との接触を勧励する」と述べた。（別項にみるとおり英國は2月27日西欧同盟外相会議において統合問題に対する同国の態度を明らかにした。）

◇英蘭銀行の中期輸出金融優遇措置

英蘭銀行は2月6日中期輸出金融促進のため次の優遇措置を講ずることとした旨公表した。

1. 英蘭銀行は、ロンドン手形交換所加盟銀行、スコットランド系銀行、北アイルランド系銀行が下記条件により輸出金融を行なった場合、満期日が18ヶ月以内に到来する手形についてリファイナンスに応ずる。
 - (1) 3年以上にわたり分割返済が行なわれること（通常、輸出契約時または船積時までに10～20%の頭金が現金で支払われ、残額につき6ヶ月ごとの分割払手形が船積前に海外バイヤーにより振り出される）。
 - (2) 輸出信用保証局への付保があること（付保の対象は原則として船積後5年以内の資本財延べ払金融に限られる）。
2. 上記の英蘭銀行適格輸出手形の市中銀行保有分は、流動資産として流動比率への算入を認める（手形は5年後満期のものも含め船積前に一括振出されるので、満期前18ヶ月以内となった手形が順次適格手形として流動比

率に算入される)。

3. その他銀行に対しても同様措置の適用を考慮する。リファイナンスの具体的な内容は目下未決定であるが、英蘭銀行は上記輸出手形を担保に、同手形と同じ期限、市中の同手形割引率と同金利で、市中銀行に貸付を行なうものと予想されている。このように英蘭銀行が輸出金融の特別優遇を行ない、また Discount House を通じて直接市中銀行に対し長期的な貸出を行なうことは異例のことである。これは対外支払準備の乏しい英國にとって輸出の振興が経済成長の前提条件であるにもかかわらず、西ドイツその他西欧諸国に比べて輸出の伸びが著しくなく、かつ昨年来実施されている一般的金融引締め策もこの面では効を奏していない状況にかんがみとられた措置とみられる。

なお 2 月 15 日現在ロンドン手形交換所加盟銀行の中期輸出手形保有高は 85 百万ポンド、うち英蘭銀行貸出適格分は 25 百万ポンド程度と推計されているが、今後市中銀行が流動比率の改善のため、これら手形の保有を積極化することが予想される。

◇英国、共同市場への接近に関する態度表明

2 月 28 日パリにおいて開催された西欧同盟 (Western European Union—英國と EEC 諸国を構成員とする組織) 外相会議において、英國の歐州問題担当國務相ヒースは、英國と共同市場との関係を緊密化する件に関し、要旨次のとおり英國政府の態度を表明した。

(1) EEC 側が英國の直面している英連邦および農業問題の困難さを考慮してくれるならば、EEC と同じ共通関税ないしこれと調和的な関税 (harmonized tariff) を、原材料および製品輸入につき採用することを考慮する。ただし EFTA やび英連邦諸国からの輸入品は除外する。

(2) 問題解決の一環として、これまで英國がその輸出について英連邦諸国で享受している特惠関税を縮小することにつき EEC と英連邦諸国との間で討議が行なわれても英國としては原則的に異議はない。

上記の提案は英國がはじめて共通関税の設定、英連邦特恵の縮小に同意する態度を示したものとして注目されるが、農産物を除外し、また英國の英連邦諸国からの輸入につき特恵を存置するなどの点においてフランスの主張する EEC への全面的加入案とはなお隔たりがあり、今後の動向が注目される。

◇英国、手形交換所加盟銀行のジロー制度実施

從来英國においては、企業や一般公衆が送金取引を行

なう場合小切手が通常用いられ、西欧諸国に一般的な直接相手先の預金口座に資金の振込を行なうジロー制度は存しなかった。しかしこの小切手送金制度は、受取人が資金化するためには小切手を取り扱い銀行を通じて交換取立を完了することを必要とし、その間かなりの日数と手数を要した。このため英國の手形交換所加盟銀行はかねてからジロー制度の採用を検討していたが、昨年 4 月 20 日従来一部の銀行間で行なわれていた企業間の資金付替 (traders' credit) および特約あるクラブ会費、保険料などの払込 (payment under standing order) における指図書を交換決済の対象として認め、次いで昨年 10 月 24 日にはこの手形交換所を通じる他行間資金振込制度を、銀行顧客口座間のあらゆる資金付替に拡大適用した。さらにこの制度は本年 3 月 6 日から銀行に取引を有しない一般公衆も利用しうることとなり、ここにジロー制度の本格的実施をみるとことになった。

これによれば、顧客たるといかんを問わず、現金を交換所加盟銀行に払い込めば (顧客以外は 6 ペンスの手数料が必要)、全国 1 万に上る加盟銀行店舗のどの口座に対しても 2 日間 (週末にかかるときは 3 日) で資金を振り込むことができる。またスコットランド系銀行その他手形交換所に加盟しない商業銀行、郵便貯蓄銀行、郵便信託銀行における口座への振込も認められる。

このように英國の手形交換所加盟銀行がジロー制度の大衆化に踏み切った動機としては、付替完了までの資金の利用のほか、一般公衆との接触の機会を増すことにより顧客層を厚くすることが最大のねらいとされている。これは個人貸付制度やギフト・チェックの創設などとともに、近年の英國市中銀行の retail banking 進出の動きの一つの現われであるということができよう。

◇ドイツ・マルクの平価切上げ

36/3

西ドイツ政府はドイツ・マルクの平価を 5 % 切り上げ、3 月 6 日から実施した (米ドルのマルク建基準為替相場の下落率は 4.76%)。

	旧平価	新平価
ドイツ・マルクの 米ドル表示平価	ドル 0.238095	ドル 0.250000
ドイツ・マルクの 金表示平価	グラム 0.211588	グラム 0.222168
米ドルのマルク建 基準為替相場	マルク 4.2	マルク 4.0

西ドイツ政府は国際通貨基金協定第 4 条第 5 項 (b) に従い 3 月 4 日、IMF 理事会と協議、理事会は即日これ

を承認した。切上げ後の為替相場の変動幅は欧州通貨協定第9条(a)に基づき1米ドル当り買相場3.97マルク、売相場4.03マルクと決定した。米ドル以外の主要通貨に対する新売買相場は次のとおり。

	売相場	買相場
	マルク	マルク
英ポンド(1ポンド当り)	11.3646	11.0366
仏フラン(100フラン当り)	82.2449	79.8150
スイス・フラン(100フラン当り)	93.830	89.213
オランダ・ギルダー(100ギルダー当り)	112.1781	108.8416
イタリア・リラ(1,000リラ当り)	6.494	6.306

今回の切上げは1951年以来の国際収支の構造的黒字(1951~60年間の黒字は77億ドル)にかんがみ、その主因である貿易収支受超(同期間中70億ドル)を是正することを目的としたものであり、西ドイツとしては従来主として金融政策措置により資本輸出の促進を図り構造的黒字是正を図ろうとしてきたが十分な効果をあげえず、結局切上げに踏み切らざるをえない立場に至ったものと考えられる。5%という切上げ幅については不十分との声が強いが、西ドイツの賃金・物価の上昇傾向や切上げに対する産業界の強い反対などを考慮すればやむをえぬところであろう。もちろん西ドイツの対外均衡の回復は本措置のみで達成できるわけのものではなく、むしろ今後の資本輸出努力、金融財政政策の適切な活用などとあいまってこそ十分な効果を発揮しうるものと思われる。

本措置実施についての各国の反響は、従来西ドイツ当局が強く切上げ否定を声明していただけに以外の感が強かった模様であるが、その効果についてはドル問題解決に対し寄与するものとして今回の決断を好感をもって迎えるという空気が強かった。

◆西ドイツ・ブンデス銀行の金融緩和措置

ブンデス銀行は3月2日および7日の理事会において下記の金融緩和措置を決定した。

- (1) 居住者預金に対する支払準備率を1959年10月現在の率の10%引き下げ3月1日に遡及して実施する。
- (2) 市中金融機関に対する手形再割引わくを拡大する。

今回の準備率引下げ措置は、まず3月2日に5%引下げが決定、マルク平価切上げ(5日)後の7日にさらに5%の追加引下げが決定されたもので、平価切上げという異例の事態に即した措置といえよう。本措置は昨年12月、本年2月に続く第3回目の引下げ措置で、この結果平均支払準備率は2月現在の11.9%から11.1%へ低下し、

これによって約9億マルクの支払準備金が解放された。

一方、手形の再割引わくは1959年10月以降の引締め過程において3次にわたって削減され、わく総額は引締め政策開始前の40億マルク前後から27億マルク程度にまで縮小していたもので、今回措置によりどの程度の拡大がなされたかは明らかではないが、現在の再割引残高が18億マルク(1月末現在)にすぎない点からみると今回の措置により再割わくの余裕がいっそう拡大されたことは明らかである。

今回の措置のねらいは、基本的には①1月20日の公定歩合引下げ(4%→3.5%)とあいまって市中金利の漸進的低下を図り、ホット・マネーの流入を防止するとともに、1959年秋以来停頓していた資本輸出を再び軌道に乗せることをねらいとしたものであるが、さらに当面②マルク切上げによって予想される国内金融市場の引締まり(短期資本流出に伴うもの)を防止し、さらに③3月が納税期に当たり(政資金引上げ予想約8億マルク)、金融市場が引締まり気味となるため、市中銀行の短期外資取入れ活発化の懼れもあり、これを極力防止すること、などの諸点にあるものと考えられ、結局マルク切上げによる貿易収支黒字幅の縮小とともに資本取引面からも対外均衡回復を促進する趣旨とみられる。

西ドイツの支払準備政策の推移

区分	措置の概要	平均準備率	支払準備義務額	特別措置
1959年		%億マルク		
10月	引締め政策開始前	8.1	71	非居住者預金については1960年1月から1959年11月末の残高をこえる分につき法定最高限度(当座預金30%)の準備率を適用
11月	1959年10月末現在の率の10%引上げ	8.9	79	
1960年				
1月	1959年10月末現在の率の10%引上げ	9.7	89	
3月	1959年10月末現在の率の20%引上げ	11.2	105	
6月	1959年10月末現在の率の15%引上げ(ただし貯蓄預金については10%)	12.3	117	
7月	3~5月の平均残高をこえる分につき法定最高限度を適用	12.5	122	
12月	7月の特別措置廃止	12.3	123	
1961年				
2月	1959年10月末現在の率の5%引下げ	11.9	119	
3月	1959年10月末現在の率の10%引下げ(推定)	11.1	109(推定)	

◆イタリアの資本移動自由化措置

2月22日、イタリア貿易省は為替制限の漸進的廃止を

目的として外国市場に上場されている株式、社債の売買その他の取引に関する自由化措置を採用した。この措置はすべての国の発行にかかる株式、社債に適用され、その売買は外国為替銀行ならびに銀行監督当局の統制下にある投資会社を通じて行なわれることとしている。

今回の自由化は昨年共同市場閣僚会議が採択した共同市場内資本移動の自由化に関する勧告に即応してとられたもので、1959年8月同国企業の、営業上の利益を目的とする同種外国企業の株式取得の自由化、ならびに昨年9月の共同市場内諸国への直接投資の自由化に引き続くものであるが、今回自由化的範囲が共同市場に限らずすべての国に拡大されたことがとくに重要とされている。

◇オランダ・ギルダーの平価切上げ

オランダ政府は、オランダ・ギルダーの平価を4.97%切り上げ、3月7日から実施した（米ドルのギルダー建基準為替相場の下落率は4.74%）。

	旧平価	新平価
オランダ・ギルダーの米ドル表示平価	ドル 0.263158	ドル 0.276243
オランダ・ギルダーの金表示平価	グラム 0.233861	グラム 0.245489
米ドルのギルダー建基準為替相場	ギルダー 3.8	ギルダー 3.62

オランダが今回西ドイツに追随して、平価切上げを実施した理由としては、オランダ経済の西ドイツ経済に対する依存度がきわめて高く（昨年中の輸出および輸入対独依存率は、それぞれ21.6%・22.2%の高率）、ドイツ・マルクの切上げに追随しない場合、対独輸出の著増と、労働者の西ドイツへの流出増大、西ドイツからの資金流入などを激化させる可能性があり、すでに国内景気過熱状態（産業設備昨春以降フル稼働、失業率昨年末1.9%と戦後最低）で、しかも国際収支経常勘定が慢性的な黒字を示しているオランダ経済に、いっそうのインフレ的圧力を招来する懸念が大とみられたことによる。

また、オランダ銀行の発表によれば、欧州通貨協定による新対ドル為替相場は、買相場1ドル3.5925ギルダー、売相場3.6475ギルダーとなった（変動幅0.759%）。

なお、今回の平価の変更は、スリナム（南米）およびオランダ領アンティレス（西インド諸島）には適用されない。

アジア諸国

◇フィリピンにおける為替・貿易制限の緩和措置

フィリピン中央銀行は、3月2日から外国為替売買の

際の自由市場レートの適用割合拡大、同15日から輸入為替付加金の賦課率引下げなど為替・貿易制限の緩和措置を実施した。

フィリピンでは、昨年4月以降、外貨事情の改善を背景として、為替・貿易制限の漸進的撤廃政策が実施されている。政府は本政策を年内に完了したい意向で、今回の措置もこの線に沿い行なわれたものである。

しかし、①最近、輸出の伸び悩み、輸入の漸増により、外貨事情がやや悪化していること（中央銀行保有外貨は昨年10月以降本年1月までに25百万ドル減、1月末117百万ドル）、②為替自由化が実質的にはペソの為替レート切下げとなるため、このところ生産コストと国内物価の上昇を懸念する声が強まっていることなどから、為替面のかかる制限緩和措置が今後国内経済へ及ぼす影響が注目される。

新措置の概要は次のとおりである。

(1) 中央銀行の買相場

	公定レート（1米ドル=2ペソ）の適用比率	自由市場レート（1米ドル=3ペソ）の適用比率
輸出受取		
米国政府からの受取	25%（従来50%）	75%（従来50%）
外資受入れ	0	100%（従来どおり）
金券却代金、旅行者受取 在外退役軍人およびフリーピン国人の国内向け送金 在比外交官の個人支出		
その他 貿易外受取	25%（〃50%）	75%（〃50%）

(2) 中央銀行の売相場

下記の取引についてのみ公定レートを併用することとし、その他の取引には全額に自由市場レートを適用する。

イ、非統制品目（Decontrolled items）の輸入
50%（従来100%）

ロ、輸出産業の輸入
25%（新規措置）

ハ、本年度（6月末まで）予算内の政府支出
100%（従来どおり）

ニ、通貨委員会の承認をえた先物為替
100%（〃）

(3) 輸入為替付加金の賦課率引下げ

為替売レートにたいする付加金の賦課率を、従来の20%から15%へ引き下げる。

なお、上記措置の結果、為替の実効レートは、輸出が1米ドル=2.75ペソ（従来2.50ペソ）、輸入は公定レート適用分が1米ドル=2.30ペソ（従来2.40ペソ）、自由市場レート適用分が3.45ペソ（従来3.60ペソ）となる。